

# 標準開示フォーマット（その他法人用）

報告年月日

平成24年2月27日

報告者氏名

松下 宏

当該法人における役職

代表理事

## 1. 組織情報

■ 法人の形態（法人区分）

協同組合

■ 法人名称

延岡設計連合協同組合

■ 所轄庁/行政庁/主務官庁

延岡市

■ 主たる事務所の所在地

宮崎県延岡市松原町1丁目2番地5号

■ 従たる事務所の所在地

■ 代表者氏名

代表理事 松下 宏

■ 設立登記年月日

平成13年12月17日

■ 法人の目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

■ 事業活動の概要  
(400字以内)

- ・宮崎県及び延岡市発注の大型公共工事、又はそれに準ずる工事の設計共同受注及び共同受注斡旋
- ・組合員が受注した設計図書の共同検査
- ・組合員の事業に関する住宅等の開発研究
- ・組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ・延岡市が行う中心市街地活性化事業の事務局として、会議やワークショップを運営する
- ・建築に関する無料相談所を開設し、建築情報の発信やトラブルの解消に努めた
- ・市民に対して住まいやまちづくり講演会を開催し、住まいやまちづくりの情報を提供した

公開用電話番号

0982-37-8199

■ファクス

0982-37-8279

■ ホームページ

<http://www.sekkei-rengo.jp>

■メールアドレス

[info@sekkei-rengo.jp](mailto:info@sekkei-rengo.jp)

■ 常勤職員数

1人

■ 閲覧書類等の添付

定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	損益計算書／ 収支計算書
平成22年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

2. 財務情報

■ 事業年度（直近の決算）

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

■ 損益計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、事業活動収支計算書、活動計算書）

	収益事業 (または会計単位・区分)	事業 (または会計単位・区分)	事業 (または会計単位・区分)	合計
経常収益計	11,128,414			11,128,414
事業収益	10,331,300			10,331,300
賦課金等収入	495,000			495,000
事業外収益	102,114			102,114
その他事業収益	200,000			200,000
経常費用計	10,558,073			10,558,073
事業費合計	7,209,920			7,209,920
管理費合計	3,348,153			3,348,153
当期経常増減額	570,341			570,341

※事業の区分は、個別事業ごとの区分ではなく、「公益事業」「社会福祉事業」「収益事業」「その他事業」等の区分とする。

■ 貸借対照表

平成23年3月31日現在

I 資産の部	
1. 流動資産	5,579,250
2. 固定資産	10,000
資産合計	5,589,250

II 負債の部	
1. 流動負債	2,461,952
2. 固定負債	
負債合計	2,461,952
III 正味財産の部	
正味財産合計	3,127,298
負債及び正味財産合計	5,589,250

■ 準拠している会計基準

公益法人会計基準（平成20年基準）

公益法人会計基準（平成16年基準）

社会福祉法人会計基準

企業会計基準

その他（その会計基準名）

# 延岡設計連合協同組合定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もつて組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### (名 称)

第2条 本組合は、延岡設計連合協同組合と称する。

### (地 区)

第3条 本組合の地区は、延岡市の区域とする。

### (事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を延岡市に置く。

### (公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、宮崎日日新聞に掲載してする。

### (規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

## 第2章 事 業

### (事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宮崎県及び延岡市発注の大型公共工事、又はそれに準ずる工事の設計共同受注及び共同受注斡旋
- (2) 組合員が受注した設計図書の共同検査
- (3) 組合員の事業に関する住宅等の開発研究
- (4) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (5) 前号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業
- (6) 前各号の事業に附帯する事業



### 第3章 組 合 員

#### (組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 建築設計業務を専門に行う事業者であること。
- (2) 延岡市に指名願いを提出している事業者であること。
- (3) 組合の地区内に事業場を有すること。

#### (加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあつたときは、理事会においてその諾否を決する。

#### (加入者の出資払込み)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

#### (相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になつたものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

#### (自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

#### (除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたつて本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠つた組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員



(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払いもどし)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもつて充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

(1) 事業を休止したとき

(2) 事業の一部を廃止したとき

(3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があつたときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払いもどしの規定を準用する。

(届 出)

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名及び名称（法人たる組合員にあつては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 資本の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員



の数が100人を超えたとき

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあつた組合員
- (2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

#### 第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、10,000円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利6%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当つては、100円未満のは数は切り捨てるものとする。

#### 第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 5人以上7人以内
- (2) 監事 1人又は2人

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。



- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会の終結時まで任期を延長することを妨げない。
  - (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会の終結時まで任期を延長することを妨げない。
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
  - 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
  - 4 任期の満了又は辞任によつて退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなつた場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

（役員要件）

第26条 本組合の役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

（理事長、副理事長及び専務理事の選任及び職務）

- 第27条 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。
- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
  - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
  - 5 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

（監事の職務）

- 第28条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員忠実義務）

第29条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない



#### (役員選挙)

第30条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、単記式無記名投票によつて行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもつて当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によつて行うことができる。
- 5 指名推薦の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもつて当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

#### (役員報酬)

第31条 役員に対する報酬は、総会において定める。

#### (顧問)

第32条 本組合に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

#### (参事及び会計主任)

第33条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

#### (職員)

第34条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

### 第6章 総会、理事会及び委員会

#### (総会の招集)

第35条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

#### (総会招集の手続)

第36条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものと





する。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第37条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、2人以内とする。

(総会の議事)

第38条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第39条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第40条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第41条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第42条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 組合員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領



## (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

### （理事会の招集）

第43条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

### （理事会招集の手続）

第44条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは招集の手続を省略することができる。

### （理事会の議事）

第45条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

### （理事会の書面議決）

第46条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあつた事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

### （理事会の議決事項）

第47条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

### （理事会の議長及び議事録）

第48条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録については、第42条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」とあるのは「（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。



(委員会)

第49条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第50条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第51条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第53条及び第54条において同じ。）の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第52条 本組合は、減資差益（第14条ただし書の規定によつて 払いもどしをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第53条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第54条 本組合は、第7条第1項第19号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第55条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第51条の規定による法定利益準備金、第53条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に



配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

- 第56条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。
- 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。
  - 3 配当金の計算については、第23条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第57条 損失金のおてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第58条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与引当金を引当てるものとする。

付 則

- 1 設立当時の役員任期は、第25条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
- 2 最初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から平成14年3月31日までとする。

延岡市松原町1丁目2番地5号

延岡設計連合協同組合

理事長 松下 宏



この定款は原本に相違ありません

平成24年3月 日

延岡市松原町1丁目2番地5号

延岡設計連合協同組合

理事長 松下 宏



# 事業報告書

自 平成22年 4月 1日

至 平成23年 3月31日

## I 事業活動の概況に関する事項

### 1 事業年度（末日）における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果

#### (1) 組合及び組合員をめぐる経済・経営状況

平成22年度における我が国の経済環境については、民主党が政権を取り、事業見直し等により当初明るい兆しが見えたにも関わらず、その後の党の運営やマニフェストの不履行等における支持率の低下により個人消費の落ち込みや生産調整及び設備投資の抑制により現在に至っても景気の好転が見られない。その様な中での本組合並びに組合員企業を取り巻く経営環境は、公共工事では、耐震診断の受注等により、一部の組合員にとっては一時的に潤う現象が見られたが、全体としては、受注数が減少したものと思われる。

一方、住宅についても個人消費の落ち込みによる、住宅着工件数等の減少と組合員にとって、今後長期的に厳しい現状が続くものと思われる。

#### (2) 共同事業の実施状況

##### ① 共同受注・斡旋事業

組合員の取り扱う設計、耐震診断について共同受注、受注斡旋を行った。実施状況については、下記記載のとおりとなっている。

取扱品目	取扱高(円)	手数料率(%)	手数料収入(円)	備考
宮崎ガス(株)耐震診断及び耐震補強設計	3,150,000		285,600	
延岡市	5,881,000		42,554	
賦課金収入	495,000		495,000	
検査手数料	1,300,300		1,300,300	
計	10,826,300		2,123,454	

### 2 増資及び資金の借入れその他の資金調達の状況

該当なし

### 3 設備投資の状況

該当なし

4 業務提携等重要事項の概要

該当なし

5 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項目	前期	前前期	前前前期
資産合計	10,170,267	6,785,303	10,706,276
純資産合計	2,656,957	1,732,783	1,317,051
事業収益合計	9,557,900	12,039,240	14,114,057
当期純利益金額	1,004,174	515,732	▲393,845

6 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項

該当なし

II 運営組織の状況に関する事項

1 総会の開催状況

①平成22年度通常総会

開催日時	開催場所	出席 組合員数	出席理事 ・監事数	議案の内容
平成22年 5月27日	延岡市 「延岡市 民協働ま ちづくり センター」	11人	出席理事 7人 出席監事 2人	第1号議案 平成21年度事業報告の件 第2号議案 平成21年度収支決算の承認と会計監査報 告の件 第3号議案 平成22年度事業計画案及び収支予算案の 件 第4号議案 平成22年度における借入金額の最高限度 決定の件 第5号議案 役員報酬決定の件 第6号議案 理事及び幹事選挙について

②臨時総会

該当なし

## 2 理事会の開催状況

内 容	開催日時	開催場所	出席者数	議案の内容
第1回	平成22年 5月27日	延岡市 「延岡市民協働ま ちづくりセンター」	5人	第1号議案 通常総会（第9回）の件
第2回	平成22年 5月27日	延岡市 「延岡市民協働ま ちづくりセンター」	5人	第1号議案 代表理事、副理事長及び専務 理事の選任の件

## 3 委員会・部会等の開催状況

該当なし

## 4 組合員数及び出資口数の増減

(1口金額 10,000円)

	前年度末	増 加	減 少	本年度末
組合員数	14名	2名	0名	16名
出資口数	125口	10口	0口	135口
出資総額	1,250,000円	100,000円	0円	1,350,000円

## 5 役員に関する事項

### (1) 役員の名氏及び職制上の地位

地 位	氏 名
理 事 長	松 下 宏
副理事長	落 合 祐 輔
副理事長	小 嶋 凌 衛
専務理事	菊 池 富 男
理 事	梶 原 秀 之
理 事	前 田 憲 二
理 事	山 本 政 男
監 事	重 黒 木 武 士
監 事	大 津 数 夫

### (2) 兼務役員についての重要な事実

該当なし

### (3) 辞任した役員の名氏

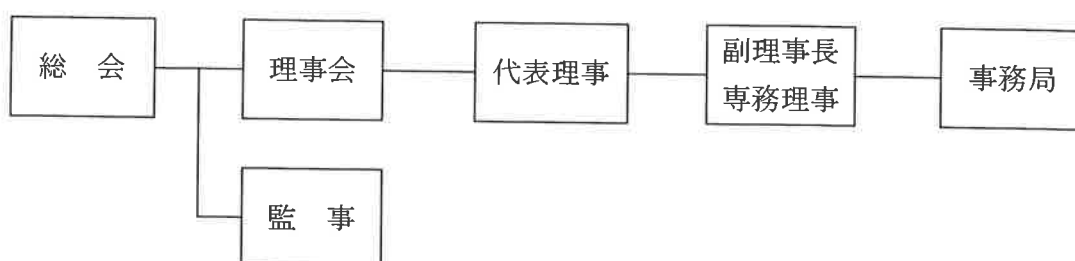
該当なし

## 6 職員の状況及び業務運営組織図

### (1) 職員の状況

	前期末	当期増加	当期減少	当期末
人 数	人	人	人	人
	1	0	0	1

### (2) 組織図



### (3) 組合と協力関係にある「組合員が構成する組織」の概要 該当なし

## 7 施設の設置状況 該当なし

## 8 重要な子会社 該当なし

## 9 組合の運営組織の状況に関する重要な事項 該当なし

## III その他組合の状況に関する重要な事項 該当なし



# 財 産 目 録

平成23年 3月31日 現在

延岡設計連合協同組合

摘 要	金 額 (円)
(資 産 の 部)	
<b>I 流 動 資 産</b>	<b><u>5,579,250</u></b>
1 現 金	189,090
2 普 通 預 金	1,711,176
宮崎銀行土々呂支店	1,708
西日本建設業保証	848
太陽銀行	
3 定 期 預 金	1,303,203
宮崎銀行土々呂支店	
4 未 収 金	1,359,105
5 未 収 賦 課 金	348,000
6 立 替 金	78,020
7 仮 払 金	588,100
<b>II 固 定 資 産</b>	<b><u>10,000</u></b>
関係先出資金	10,000
資 産 合 計	5,589,250

摘 要	金 額 (円)
(負 債 の 部)	
<b>I 流 動 負 債</b>	<b><u>2,461,952</u></b>
1 未 払 金	2,285,952
2 前 受 金	9,000
3 未払法人税等	81,000
4 未払消費税等	86,000
負 債 合 計	2,461,952

摘 要	金 額 (円)
(正 味 資 産 の 部)	
正 味 資 産 合 計	3,127,298

# 貸借対照表

平成23年 3月31日 現在

延岡設計連合協同組合

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
<b>I 流動資産</b>	<b><u>5,579,250</u></b>	<b>I 流動負債</b>	<b><u>2,461,952</u></b>
1 現 金	189,090	1 未 払 金	2,285,952
2 普 通 預 金	1,713,732	2 前 受 金	9,000
3 定 期 預 金	1,303,203	3 未 払 法 人 税 等	81,000
4 未 収 金	1,359,105	4 未 払 消 費 税 等	86,000
5 未 収 賦 課 金	348,000		
6 立 替 金	78,020		
7 仮 払 金	588,100		
		負 債 合 計	<b>2,461,952</b>
		(純資産の部)	
<b>II 固定資産</b>	<b><u>10,000</u></b>	<b>I 組合員資本</b>	<b><u>1,350,000</u></b>
1 関係先出資金	10,000	1 出 資 金	1,350,000
		<b>II 利益剰余金</b>	<b><u>1,777,298</u></b>
		1 法定利益準備金	600,000
		2 組合積立金	600,000
		特別積立金	600,000
		3 当期末処理剰余金	577,298
		前期繰越剰余金	6,957
		当期純利益金額	570,341
		純 資 産 合 計	<b>3,127,298</b>
<b>合 計</b>	<b>5,589,250</b>	<b>合 計</b>	<b>5,589,250</b>

# 損 益 計 算 書

平成22年 4月 1日から  
平成23年 3月31日まで

延岡設計連合協同組合

費用の部		収益の部	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
I 事業費及び一般管理費	<u>10,424,073</u>	I 事業収益	<u>10,331,300</u>
事業費		1 売 上	9,031,000
1 受注事業費①	294,000	2 検 査 手 数 料	1,300,300
2 受注事業費②	6,804,000		
3 教育情報事業費	111,920	II 賦課金等収入	<u>495,000</u>
一般管理費		1 賦 課 金 収 入	495,000
1 事務委託費	360,000		
2 人件費	1,631,500	III 事業外収益	<u>102,114</u>
3 交際費	396,822	1 受 取 利 息	1,440
4 会議費	95,185	2 雑 収 入	100,674
5 事務用品費	5,078		
6 通信費	11,010	IV その他事業収益	<u>200,000</u>
7 租税公課	98,985	1 教育情報費用繰越金取崩	200,000
8 支払手数料	12,810		
9 広告費	5,000		
10 旅費交通費	399,330		
11 支払家賃	12,000		
12 関係団体負担金	69,000		
13 雑費	117,433		
II 事業外費用	<u>53,000</u>		
1 雑損失	0		
2 寄付金	53,000		
合 計	10,477,073	合 計	11,128,414
III 税 等	<u>651,341</u>		
1 法人税等	81,000		
2 当期純利益金額	570,341		
合 計	11,128,414	合 計	11,128,414